

○ 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）

改正案	現行
<p>（一般的記載事項等）</p> <p>第一条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十六条の二第一項に規定する参考書類（以下「参考書類」という。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役員である場合 次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 提案の理由（議案が取締役の提出に係るもの限り、株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合に おける当該説明すべき内容を含む。）</p> <p>ニ （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（取締役の選任に関する議案）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であると</p>	<p>（一般的記載事項等）</p> <p>第一条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十六条の二第一項に規定する参考書類（以下「参考書類」という。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役員である場合 次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ （略）</p> <p>ニ （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（取締役の選任に関する議案）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であると</p>

きは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 候補者が当該会社の取締役就任した場合において会社法施行規則第二百一十一条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

三・四 (略)

3 (略)

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第二条第三項第七号に規定する社外取締役候補者をいう。以下この項において同じ。）であるときは、参考書類には、当該候補者についての次に掲げる事項（株式の発行会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一〜五 (略)

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

イ・ロ (略)

ハ 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること（重要でないものを除く。）。

ニ・ホ (略)

七〜九 (略)

きは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 候補者が他の法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）

三・四 (略)

3 (略)

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第二条第三項第七号に規定する社外取締役候補者をいう。以下この項において同じ。）であるときは、参考書類には、当該候補者についての次に掲げる事項（株式の発行会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一〜五 (略)

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

イ・ロ (略)

ハ 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。

ニ・ホ (略)

七〜九 (略)

(監査役の選任に関する議案)

第四条 (略)

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 候補者が当該会社の監査役に就任した場合において会社法施行規則第二百一十一条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

三 (略)

3 (略)

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者(会社法施行規則第二条第三項第八号に規定する社外監査役候補者)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、参考書類には、次に掲げる事項(株式の発行会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一〜五 (略)

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知つているときは、その旨

イ・ロ (略)

ハ 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること(重要

(監査役の選任に関する議案)

第四条 (略)

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)

三 (略)

3 (略)

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者(会社法施行規則第二条第三項第八号に規定する社外監査役候補者)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、参考書類には、次に掲げる事項(株式の発行会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一〜五 (略)

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知つているときは、その旨

イ・ロ (略)

ハ 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

でないものを除く。)

ニ・ホ (略)

七〇九 (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇六 (略)

七 株式の発行会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該会社、その親会社又は当該親会社(当該会社に親会社がない場合にあつては、当該会社)の子会社(当該会社を除く。)若しくは関連会社(当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。)から多額の金銭その他の財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人(会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。))としての報酬等及び公認会計士法第二条第一項に規定する業務の対価を除く。)を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

(責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等)

第十二条の二 次の各号に掲げる場合であつて、株式の発行会社の取

ニ・ホ (略)

七〇九 (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇六 (略)

七 株式の発行会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該会社の親会社若しくは当該親会社(当該会社に親会社がない場合にあつては、当該会社)の子会社(当該会社を除く。)若しくは関連会社(当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。)から多額の金銭その他の財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人(会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。))としての報酬等及び公認会計士法第二条第一項に規定する業務の対価を除く。)を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

(新設)

締役が会社法第四百二十五条第四項（同法第四百二十六条第六項及び第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等（同法第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が得る会社法施行規則第一百四十四条各号に規定する額及び当該役員等に与える同規則第一百五号各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

一 会社法第四百二十五条第一項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

二 会社法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合

三 会社法第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する社外取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

（取締役の選任に関する議案）

第二十一条（略）

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が当該会社の取締役に就任した場合において会社法施行

（取締役の選任に関する議案）

第二十一条（略）

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実（重

規則第二百一十一条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

二・三 (略)

(監査役の選任に関する議案)

第二十三条 (略)

2 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が当該会社の監査役に就任した場合において会社法施行規則第二百一十一条第七号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

二 (略)

要でないものを除く。)

二・三 (略)

(監査役の選任に関する議案)

第二十三条 (略)

2 前項に規定する場合において、株式を発行する会社が公開会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)

二 (略)